

農政なら

編集・発行
奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)
TEL 0742-22-1101 (内線5623~9)
FAX 0742-24-8576

平成24年度 全国農業委員会会長大会

＝ 持続可能な力強い農業の実現と農村の再生に向けて ＝



トピックス

平成24年度 全国農業委員会会長大会が開催される 力強い農業の実現と農村の再生に向け政策提案

平成24年5月31日に、全国農業会議所主催の全国農業委員会会長大会が、市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役員等約2,000人の参加により、東京都千代田区の「日比谷公会堂」において開催されました。

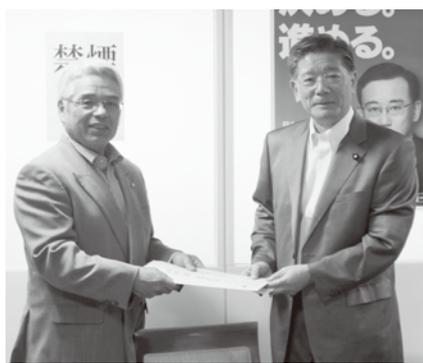
開会にあたり、全国農業会議所の二田孝治会長は「国民生活全般へのTPPの深刻な影響について国民全体の危惧が広まる中で、TPP参加を決断することは断固として許すことは出来ない」とあいさつされました。大会では、第1号議案「持続可能な力強い農業の実現と農村の再生に向けた提案決議」を決議しました。農業者戸別所得補償制度の安定的運用のための法制化や農業委員会における農地地図情報システム化の予算措置、遊休農地の解消に向けた仕組みづくりへの支援などの内容を求めました。

続いて第2号議案「TPP交渉への参加反対を求める要請決議」、第3号議案「農業委員会の『さらなる取り組み』に関する申し合わせ決議、第4号議案「『情報活動』の二層の強化に関する申し合わせ決議」が採択されました。

また、農業委員会会長3人が農業委員会活動の実践報告と決意表明を行いました。

大会の中で第4回耕作放棄地解消活動表彰の授賞式も行われました。農林水産大臣賞を受賞した鳥取県境港市の「有限会社岡野農園」は、160ヘクタールの広大な農地を経営しており、9年間で89ヘクタールも耕作放棄地を解消した事例です。「頼まれたら断らない」をモットーに、条件の良い農地でも適した作物を探して耕作し、経営発展につなげていく活動が高く評価されました。

大会終了後、この大会に参加した県下市町村農業委員会会長を中心に、自由民主党幹事長代行の田野瀬代議士へ代表要請を行いました。



平成24年度「農地パトロール」農委の重点的な活動として実施を！

平成21年12月の改正農地法施行により、新たに農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として「農地の利用の状況についての調査」の実施が義務付けられました。

農業委員会系統組織では、平成23年度からの新たな組織運動である「地域の農地と担い手を守り活かす運動」の全国展開のもと、①利用状況調査を通じた地域の農地利用の総点検、②遊休農地の発生防止・解消指導および違反転用防止対策などについて重点的に取り組むとともに、遊休農地の再生利用に向けた各種事業や「人・農地プラン」の作成等に結びつけていくために全国統一的に「農地パトロール月間」を定め、集中的に推進することとしています。

2. 対象農地

市町村管内の全ての農地が対象です。

3. 実施内容

- ① 遊休農地の把握
- ② 農地法の案件の履行状況の確認
- ③ 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- ④ 農地の違反転用の早期発見
- ⑤ 相続税又は贈与税の納税猶予適用農地の利用状況の確認
- ⑥ 仮登記農地の利用状況の確認

4. 実施体制

旧市町村や大字等、適当な範囲で区域を区切り、地区担当の農業委員と事務局に加え、必要に応じて農業委員会協力員や地域農業に精通した者、市町村職員、農業団体等の協力を得て実施します。

1. 実施時期

各農業委員会での「農地パトロール月間」については、あらかじめ実施時期を明確にしておいて下さい。

5. 実施手順

(1) 事前準備

①「実施要領」等の決定
実施期間や調査の方法等を明らかにした「実施要領」などを農業委員会総会等で決定したうえで対応を図ります。

(2) 推進会議(仮称)の開催

農地パトロール実施者を対象に「農地パトロール(利用状況調査)推進会議(仮称)」を開催し、参加者一人ひとりに対して実施方法等の徹底を図るとともに、事後指導の対応等を含めた取り組みについて意思統一を図ります。

(3) 地図等の用意

現地確認で携行する地図やこれまで実施した調査結果等を用意します。

(4) マスコミ等への周知

農業委員会の取り組みを広く周知するため、また、遊休農地・違反転用などの発生防止の啓発効果をねらって、事前に農地パトロール(利用状況調査)を実施する旨を地元新聞社やテレビ局等のマスコミへ周知を図るようにして下さい。

とするため、「農地パトロール3点セット」(マグネット板、農業委員会腕章、農業委員キャップ)や関連するリーフレット(「ストップ!遊休農地」、「農地を転用するときは農地法の許可が必要です」)を用意して取り組んで下さい。

(2) 調査方法

① 地図等を利用しながら道路からの目視で確認のうえ調査します。

② 道路からの目視により遊休化等が確認された場合は現地で利用状況の写真を撮り、その旨を地図等に記録します。

(3) 調査結果の整理及び指導等の実施

① 調査結果の整理
農地パトロール終了後は、参加者等関係者による報告・検討会を開催し、調査結果を整理します。

② 耕作放棄地全体調査への反映
農地パトロールの結果については「耕作放棄地全体調査」の集計や「耕作放棄地解消

計画」の作成等に活用するものとします。

(3) 農地基本台帳等への反映

このため、農地パトロールの実施にあたっては、農業委員会と市町村が連携して行うようにして下さい。

(5) 指導等の実施

農地パトロールで把握した遊休農地については、解消に向けた指導を行うこととなります。また、違反転用農地については、「農地法関係事務処理要領の制定について」第4の7に基づき指導を行います。

(4) 「人・農地プラン」作成活動への反映

また、遊休農地の位置を視覚的に把握するため、地図による管理に努めて下さい。

(4) 「人・農地プラン」作成活動への反映

農地パトロールの結果については「人・農地プラン」作成活動に反映されるよう取り扱って下さい。

(5) 指導等の実施

農地パトロールで把握した遊休農地については、解消に向けた指導を行うこととなります。また、違反転用農地については、「農地法関係事務処理要領の制定について」第4の7に基づき指導を行います。

3カ年計画の最終年。「農業者年金加入者確保3・3運動」の積極的な実施を

農業者年金制度を、農業者から支持される年金として定着させるため、全国でより多くの農業者に加入してもらったための活動が展開されています。

これまで目標としてきた加入者10万人も昨年6月に達成され、全国的に新規加入の気運が高まる中、奈良県の近年の状況は低調に推移しています。

そこで、奈良県下における新規加入者確保に向けた運動である「農業者年金加入者確保3・3運動」を、今年度も農委とJA組織とが連携を図り展開します。より多くの農業者に加入頂くようこれまで以上の活動を実施することが必要です。

〔運動の趣旨〕
他産業と遜色ない生涯所得を展望しながら、意欲を持って農業に取り組むことが出来るようにするためには、現役時代の農業所得の向上を促進することだけでなく、引退後の老後生活に安心を持てるよう施策を講じる必要がある。

農業者の老後生活の安定確保を主たる目的とした農業者年金は、より安定した運用が図られるよう平成14年に制度が再構築された。担い手が減少し続けても安定した年金受給が

確保される「積立方式」の導入や、特定の要件を備える農業の担い手に対する保険料助成措置、一時金の充実など、より農業者のため、またより今の時代にマッチした改正内容が農業者に受け入れられるようになった。過去3カ年度（平成19年度から平成21年度）の全国での新規加入者は11,788人。しかしながら奈良県においては、平成14年以降の加入者は282人（過去3カ年度は19人）の状況にとどまり、農業者への浸透が十分図れているとは言いがたい。

農業者が恩恵を受けることが出来る農業者年金制度を、県下農業者へ普及・浸透させることが我々の使命でもあることから、農委・JA組織が緊密に連携を図りながら「農業者年金加入者確保3・3運動」への取り組みを推進する。

〔運動の目標〕
（1）加入推進活動計画の策定と実践活動の強化。
（2）農業者年金制度の普及・浸透を図るための取り組みを強化。
（3）加入者確保に向けた戸別訪問活動の重点実施。
（4）市町村あたり年間3人の新規加入者を確保。

〔運動の主体〕
この運動は、農業委員会及びJA系統組織の密接な連携のもとに取り組む。

〔運動の期間〕
平成22年度から平成24年度までの3カ年。

〔運動の推進〕
（1）加入推進活動計画の策定と実践活動の強化
加入推進活動計画を、別紙様式に基づき策定するとともに、スケジュールに沿った実践活動を展開する。
（2）啓発普及活動
パンフレットの配布や系統の機関誌・市町村広報紙・ホームページなどを活用した農業者への啓発活動を行う。

（3）戸別訪問活動の重点実施
新規加入者の確保を行ううえで、最も効果的と思われる戸別訪問活動を重点的に実施する。実施にあたっては、対象者リストなどの資料を事前に準備し、加入推進部長等を中心としたチーム編成を行い、効果的な取り組みとなるよう心掛ける。

（4）新規加入者の確保
各取り組みの成果として、1市町村当たり年間3人以上の新規加入者を確保する。

上の新規加入者を確保する。
（5）県段階組織の推進体制
県農業会議・JA中央会は、運動推進のためノウハウの積み上げや農業委員会・JAの取り組みに対する支援・協力を行う。

また、可能な限り地域農業者に対し直接加入推進活動を行い、農業委員会・JAと連携を図りながら加入者の確保に努める。

（6）点検・報告
県農業会議・JA中央会は、地域における取り組みの進捗状況を定期的に把握するための調査・巡回指導を行う。

《農業者年金の特徴》

- ◎ 加入要件
 - ① 60歳未満
 - ② 国民年金第1号被保険者
 - ③ 年間60日以上農業に従事
 3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。
- もちろん50歳代の方も加入できます。月2万円〜6万7千円の間で、千円単位で自由に保険料が選べ、60歳になる前月まで積み立てられます。

◎ 農業所得が900万円以下

◎ 認定農業者や認定就農者、青色申告者、家族経営協定締結者など必要な要件に該当
など、3つの要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の助成が受けられます。

◎ 税制上の優遇措置が大きなメリットを生み出す

- ① 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象
- ② 受けとる年金は公的年金等控除が適用
- ③ 運用益も非課税

◎ 80歳までの保証がついた年金です

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、ご遺族に加入者・受給者が死亡した翌月から80歳まで受けとるはずであった年金額を、死亡時の価値に換算した「死亡一時金」をお支払いできます。この死亡一時金は、全額非課税です。

◎ 担い手への保険料の助成
① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる



「農」へのメッセージ



大和郡山市農業委員会会長 飯田 喜代視

田植えもおわり、梅雨本番の時期となりましたが、県下農業関係者の皆様におかれましては、ご健勝のことと、心よりお喜び申し上げます。

さて、国は農業者の高齢化、担い手不足等により、日本各地で拡大し続ける耕作放棄地を食い止め、2020年度までに食料自給率を50%にする目標を掲げております。そのため、農地の利用集積を地域の担い手に加速するための環境整備として、各市町村において「人・農地プラン」の作成を推進しておりますが、農業委員会としても、農業者の代表として、これまでの取り組みと実績を活かし、積極的にこれに関わり、農地の耕作放棄地化だけは、絶対に阻止しなければならず、堅く決意する次第であります。

また、私たち農業委員会は「目に見える取り組みと成果」を求められております。大和郡山市農業委員会といたしま

しても、3年間という短い農業委員の任期の中で、耕作放棄地対策等の委員会活動やその成果を、「如何に目に見える形で残せるか」試行錯誤してまいりました。やはりそのためには、農業委員自ら先頭に立って汗を流し、それを広くアピールする事が肝要であるとの結論に至った次第であります。

本年は、古事記編纂1300年記にあたる年であり、古事記を広く語り継いだ稗田阿礼は、大和郡山市の稗田の出身で、また、奈良は清酒発祥の地であることから、耕作放棄地に農業委員自らが酒米を植え付け、それを大和郡山の純特産品(純米酒)にする取り組みを関係各位の熱意と努力により、幸いにも任期1年目にして成し遂げることができました。

なお、この純大和郡山産純米酒「こをろこをろ」の酒名は古事記の一節からとり、現在、市内大型スーパー等で先行販売しております。

最後に、農地は極めて公共性の高い、かけがえのない貴重な資源であり、国民共有の生産財産であります。農地を次代につなげるためにも、農業委員が丸となり、努力してまいる所存でございますので、今後とも、関係各位のご指導・ご協力をお願い申し上げます。

農業会議だより

「農の雇用事業 平成24年度第3回」募集のお知らせ

全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用して、生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修を実施する場合に、研修経費の一部を助成する「農の雇用事業」の平成24年度第3回目の参加者を募集します。

問い合わせ先 奈良県農業会議 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

県庁分庁舎内 電話0742-2211101 (内線5627)

主な要件 ①雇用保険、労災保険に加入すること。 ②税務署に給与支払事務所等の開設届けをすること。 ③本事業と重複する他の助成(補助)を受けていないこと。 ④新規就業者が、農業法人等の代表の親族でないこと。 ⑤1週間の所定労働時間が35時間以上であること。 ⑥研修生は農業経験5年以内で、雇用期間の定めのない正規従業員として雇用契約を締結していること。 ⑦新規就業者が、過去に本事業の対象となっていないこと。

研修費用の月額9万7千円などの経費を、最長2年間助成します

助成内容

「主な対象経費」 法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費 ・外部の研修会等の参加に要する交通費 等

募集期間

平成24年8月1日～9月14日

研修助成期間

平成24年11月～平成25年10月

《全国農業図書 新刊紹介》

●耕作放棄地解消活動事例集Vol.4 平成23年度に「第4回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」で上位入賞した活動事例を紹介。オールカラーの冊子。.....500円

●WTOドーハ・ラウンド10年の軌跡 交渉開始後、10年を経たWTOドーハ・ラウンド。「経済連携協定(EPA/FTA)」の増加がドーハ・ラウンドに大きな影響を与える。世界各国が経済連携協定に傾斜する中で、わが国は傾斜するべき方向を示した書。.....945円

●地域農業の発展のために 人・農地プランを作成しよう 「人・農地プラン」は、地域の中心となる担い手を確保し、地域農業の未来の設計図として市町村が作成するもの。同プランの作成手順、「青年就農給付金」等、人材対策の他関連施策を簡潔に説明。.....100円

《県農業会議関係会議日程》

- 7月2日 常任会議員会議
7月7日 新農業人フェア2011
7月13日 奈良県農業委員会職員協議会女性部現地研修会
7月21日 日本農業技術検定試験 農業経営者セミナー
7月23日 農業雇用改善推進事業研修相談会
7月31日 プログレッシブ農村農業委員研修会
8月1日
8月2日 常任会議員会議
8月6日 奈良県農業会議
9月4日 第112回通常総会
10月2日 常任会議員会議